

議案第 76 号

羽曳野市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

羽曳野市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市立休日急病診療所における歯科診療を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立休日急病診療所条例(昭和53年羽曳野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(診療科目)

第3条 診療科目は、内科及び小児科とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

羽曳野市立休日急病診療所条例 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="193 235 331 268"><u>(診療科目)</u></p> <p data-bbox="164 277 754 311"><u>第3条 診療科目は、内科及び小児科とする。</u></p> <p data-bbox="164 456 277 490">以下省略</p>	<p data-bbox="839 235 978 268"><u>(診療科目)</u></p> <p data-bbox="810 277 1337 311"><u>第3条 診療科目は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="839 322 967 356"><u>(1) 内科</u></p> <p data-bbox="839 365 994 398"><u>(2) 小児科</u></p> <p data-bbox="839 407 967 441"><u>(3) 歯科</u></p> <p data-bbox="810 456 924 490">以下省略</p>